

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・リポート

今回のテーマ： 法人に対する課税庁の調査重点項目と税務調査事例について

1. 課税庁の調査重点項目

東京国税局長岡田則之氏は、今事務年度の東京国税局の重点施策として「重点 4 分野（消費税の適正課税の確保、富裕層、国際化及び無申告への対応）に注力する」と公言しています（税務通信 NO.3422 号）。

			2013 年	2014 年	前年対比
消費税還付申告法人 に対する調査	実地件数(件)		6,697	7,442	111.1%
	追徴税額(百万円)		7,221	7,709	106.8%
海外取引法人等 に対する調査	実地件数(件)		12,277	12,957	105.5%
	申告漏れ所得金額(億円)		1,783	2,206	123.7%
	源泉所得税追徴本税額(百万円)		3,042	4,072	133.9%
無申告法人に に対する調査	法人税	実地件数(件)	2,854	2,719	95.3%
		追徴税額(百万円)	3,380	3,221	95.3%
	消費税	実地件数(件)	2,182	2,070	94.9%
		追徴税額(百万円)	3,489	3,574	102.4%
法人税全実地件数(千件)			91	95	104.9%
消費税全実地件数(千件)			87	91	105.4%

(国税庁：平成 2014 事務年度の法人税等の調査実績)

2. 海外取引法人の否認事例

海外取引法人に対する税務調査では、国外送金等調書や租税条約に基づく情報交換制度の積極的活用による重点的な取組みが行われており、調査件数は上記のとおり増加傾向にあります。

＜昨今の主な指摘項目＞

① タックスヘイブン税制

課税対象金額の計算誤りや適用除外 4 要件（事業基準、実態基準、管理支配基準及び所在地国基準又は非関連者基準）の判断誤りについて多くの指摘がなされています。

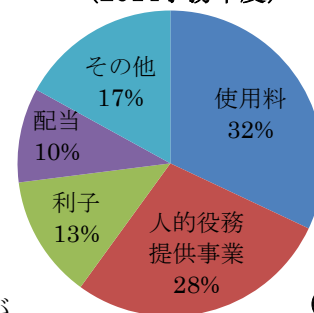
② 移転価格

親会社と海外子会社の果たす機能・負担するリスクに見合う収益がそれぞれに適正に配分されていない、本来海外子会社が負担すべき海外子会社設立費用を親会社が負担している、親会社が有する超過収益の源泉となる経済的価値のある無形資産（ノウハウ）が海外子会社へ供与されているにもかかわらず適正対価が回収されていないなどについて指摘されています。

③ 国内源泉所得税

右表のとおり、追徴本税額は使用料と人的役務提供事業で約 60%を占めています。海外法人とのサービス契約において、納税者が人的役務提供事業として源泉不要（PE なければ課税ナシ）としていたものが、契約に工業所有権等の使用許諾が含まれているため、正しくは使用料として源泉徴収が必要と指摘をされることがあります。

海外取引等に係る源泉所得税等の
追徴本税額の内訳
(2014事務年度)



(同上)

お見逃しなく！

本年 7 月に税務コーポレートガバナンス（以下「税務 CG」という）に関する事務運営指針が公表されました。当指針では特別国税調査官所掌法人（資本金 40 億円以上）への調査の際に、①国税局は対象法人に税務 CG 確認表を基に内部統制状況を確認、②対象法人のトップマネジメントと面談を実施、③その結果、税務 CG の状況が『良好』と判断された場合には、④税務リスクの高い取引の自主開示とその適正処理を行うことを要件に、税務調査間隔が延長する旨が公表されています。